



臨時株主総会 招集ご通知

日 時
2021年10月29日（金曜日）
午前10時開会（受付開始 午前9時）

場 所
兵庫県伊丹市中央6丁目2番33号
伊丹シティホテル 3階光琳の間

決議事項

- 第1号議案 当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件
- 第2号議案 当社とKS分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

〔新型コロナウイルス感染拡大の予防について〕
感染リスク防止のため、臨時株主総会の議決権行使は、委任状、議決権行使書またはインターネット等による行使をお願いいたします。

なお、当日、臨時株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防の徹底をお願いいたします。

今後、臨時株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ホームページ（<http://www.kansaisuper.co.jp/>）にてお知らせします。

ご来場株主様への「お土産」等は中止させていただきます。なにとぞご理解賜りますようお願いいたします。

株式会社関西スーパーマーケット

証券コード：9919

証券コード 9919
2021年10月14日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号
株式会社 関西スーパーマーケット
代表取締役社長 福 谷 耕 治

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、招集ご通知申し上げます。

なお、当日ご来場されない場合は、委任状、議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使することができます。

本総会におきましては、**当社といたしましては、当社所定の書式の委任状による議決権行使をお願いしております**ので、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁に記載の「委任状による議決権行使のご案内」等をご確認のうえ、**議決権行使書とともに返信用封筒にて2021年10月28日（木曜日）午後6時まで**に到着するようにご返信くださいますようお願い申し上げます。

委任状以外の方法によって議決権を行使される場合には、5頁から6頁の「その他の方法による議決権行使のご案内」についてもご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月29日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 兵庫県伊丹市中央6丁目2番33号
伊丹シティホテル 3階光琳の間
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件 |
| 第2号議案 | 当社とKS分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」（7頁から55頁まで）に記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 3頁から6頁に記載の「議決権行使についてのご案内」等をご参照ください。
- (2) 招集ご通知の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類のうち、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスの最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ホームページの「IR情報／株主の皆様へ／株主総会／臨時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」(<http://www.kansaisuper.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類には記載しておりません。
- (3) 本招集ご通知の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。
- (4) 委任状による議決権行使と議決権行使書またはインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。議決権行使書とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
インターネット等により複数回議決権を行使された場合、最終のものを有効な議決権行使と取り扱わせていただきます。

以上

◎ 当日ご出席される株主様へ

新型コロナウイルス感染拡大の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、お手数ながら当日の議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

【ご来場見合わせ検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委任状、議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使していただき、当日のご来場を見合わせることをご検討ください。

【株主総会運営について】

1. 株主総会会場では、アルコール消毒液の設置など感染予防に努めます。
2. 体調不良と思われる株主様のご入場をお断りする場合があります。
3. 新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、株主総会会場において感染予防のため入場制限等の措置を行うことがあります。
4. 当社役職員及び係員は、マスク着用で対応させていただきます。

【お土産等中止について】

ご来場株主様へのお土産やお茶等飲料のご提供は中止しております。なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

■議決権行使についてのご案内

委任状による議決権行使のご案内

当社といたしましては、委任状による議決権行使をお願いしております。

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

①4頁の「記入方法のご案内」をご参照のうえ、委任状に必要事項をご記入いただき、②議決権行使書を切り離さず、議決権行使書とともに、③返信用封筒にて、2021年10月28日（木曜日）午後6時までに到着するようご返信ください。⇒詳細については4頁をご参照ください。

その他の方法による議決権行使のご案内

株主総会にご来場いただける場合

会場受付にて
ご提出



同封の議決権行使書用紙を
株主総会当日に会場受付にご提出ください。
※ご出席は議決権行使書をお持ちの株主様1名となります。

議決権行使書のみでの行使をご希望の場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2021年10月28日（木曜日）午後6時までに到着するようご
返送ください。⇒詳細については5頁をご参照ください。

スマート行使



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をお読み取りいただき、
2021年10月28日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力
ください。⇒詳細については6頁をご参照ください。

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にア
クセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コ
ード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って、
2021年10月28日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力
ください。⇒詳細については6頁をご参照ください。

機関投資家の皆さまへ 株式会社CJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくこともできます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

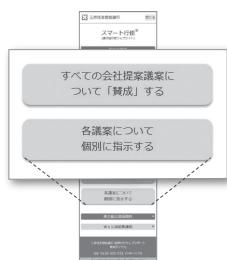
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

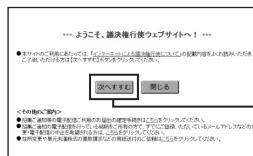
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 関西スーパーマーケット
代表取締役社長 福谷 耕治

2. 議案及び参考事項

第1号議案 当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件

当社は、2021年8月31日に開催した取締役会において、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「H2Oリテイリング」といいます。）の完全子会社であるイズミヤ株式会社（以下「イズミヤ」といいます。）及び株式会社阪急オアシス（以下「阪急オアシス」といいます。またイズミヤ及び阪急オアシスを総称して「H2O子会社」といい、H2Oリテイリング、イズミヤ及び阪急オアシスを総称して「H2Oグループ」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社、H2O子会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）、並びに、当社を吸収分割会社、当社100%出資の子会社（以下「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とし、当社の営む一切の事業（以下「本事業」といいます。）を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、H2Oリテイリングが当社を子会社とするとともに、当社が持株会社体制に移行することにより、当社とH2Oグループの事業を統合すること（以下「本経営統合」といいます。）について、H2Oリテイリング、イズミヤ及び阪急オアシスとの間で、各社との資本業務提携の内容を含む経営統合に関する契約書（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結することを決議し、同日、本経営統合契約を締結いたしました。

また、当社は、上記取締役会において、イズミヤ及び阪急オアシスとの間でそれぞれ本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結することを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容の概要等は、次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

(1) 本経営統合の目的・意義・経緯

スーパーマーケット業界は、少子高齢化、人口減少等の社会環境の変化による小売市場の縮小やECサイト、他業種の生鮮食品販売への参入、近畿地方を含む地域経済の衰退に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛、休業要請、テレワークや在宅勤務の普及等ライフスタイルの変化により、従来以上に競業他社との差別化戦略、ニューノーマルにおける競争優位性の確立が必要とされる厳しい環境下におかれています。そし

て、消費者行動の変容に対応した立地、業態、商品、サービスの変革が求められるとともに、急速なデジタル化やオンライン化によるリアル店舗とデジタル技術を融合したビジネスモデルの構築が急務となってきております。

このような環境の下、当社においては、お客様、従業員、地域とともに環境への取組みや社会貢献を通じて問題解決を行う「トータルソリューション型スーパーマーケット」の実現を目指し、中長期的な経営戦略として、①健康経営、②生産性の向上、③教育の3つを掲げ、継続的に取り組んでまいりました。

他方、H2Oリテイリングは、2021年7月28日に長期事業構想2030及び中期経営計画（2021-2023年度）を策定し、食品スーパーを核とする食品事業を「関西ドミナント化戦略」を牽引する事業の一つと位置付け、百貨店事業に次いで、100億円以上の利益を稼ぐ「第2の柱」とすることを目指しております。また、H2Oリテイリングは、その達成に向け、スーパーマーケット事業を再構築し、製造事業との一体的運営を行うとともに、他社とのアライアンスによる事業力の強化を推進することを掲げております。

当社及びH2Oリテイリングは、2016年10月27日、両社の事業・ノウハウ等の強みを活かしつつ、ポイントシステム、商品の共同仕入れ及び店舗運営等の分野における業務提携を推進することにより、収益性の向上及び関西地域における競争力の強化を進め、両社の更なる企業価値の向上を実現するため、資本業務提携契約を締結しました。その後、当社及びH2Oリテイリングは、同契約に基づき、H2Oリテイリングが議決権比率にして10%程度の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得したうえ、両社間の各種業務提携を実施してまいりました。もっとも、上述のスーパーマーケットを取り巻く厳しい経営環境において、H2Oリテイリングのマイノリティ出資における緩やかな提携関係では、高次元のプライベートブランド商品の開発や、物流管理、仕入先管理、情報管理・活用など政策判断を伴う取組み（共同物流、調達コストの改善、共通ITシステムの構築等）の実現は難しく、シナジー効果の追求に一定の限界も生じておりました。そのため、当社及びH2Oリテイリングは、上記資本業務提携契約の締結後も、両社間の資本業務提携のあり方については継続的に検討を行ってまいりました。

そのような状況下、当社は、2021年6月上旬、オーケー株式会社（以下「オーケー」といいます。）から、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、当社を子会社化することを前提とした資本業務提携の提案（以下「第三者提案」といいます。）を受領するに至りました。当社は、第三者提案に係る取引（以下「第三者取引」といいます。）の是非を検討するに際しては、H2Oリテイリングとの資本業務提携のあり方と併せて検討を行う必要があると判断し、オーケー、H2Oリテイリング及び当社から独立した立場で、第三者取引に係る検討及び判断を行うため、2021年7月3日、当社の独立社外取締役である岡田由佳氏、森薫生氏、福井公子氏及び牟禮恵美子氏並びに社外有識者である渡辺徹氏（北浜法律事務所 弁護士）の5名によって構成される特別委員会を設置し、特別委員会に第三者提案に関する諮問を行いました。

一方で、当社は、H2Oリテイリングとの間でも両社間の資本業務提携のあり方につい

て協議を続け、その結果、2021年7月12日頃より、同資本業務提携をさらに進化・発展させ、本経営統合を行うことについての検討を本格化し、具体的な条件等に関する協議を開始しました。そこで、当社は、2021年7月17日、特別委員会に対して本経営統合についても諮問を行い、第三者取引と本経営統合について、特別委員会において独立かつ客観的な立場から慎重に検討をすることといたしました（特別委員会の設置の経緯並びにその検討の過程及び内容等については、下記3. (1)③(ア)「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」をご参照ください。）。

その後、特別委員会において本経営統合及び第三者取引について精力的に検討を重ねられるなか、当社は、同委員会の指示を受けながら、2021年7月下旬から8月にかけて、イズミヤと阪急オアシスについて、事業、法務、会計及び税務等に関するデュー・ディリジェンスを実施し、潜在的なシナジー効果その他本経営統合による収益機会やリスクの分析並びに各社の株式価値の評価等を行いました。この間、H2Oリテイリングからも同様に当社に関して事業、法務、会計及び税務等に関するデュー・ディリジェンスが実施され、当社においても、特別委員会の指示を受けながら、これに応じるとともに、H2Oリテイリングとの間で、相互のデュー・ディリジェンスの結果も踏まえ、本経営統合によるシナジー並びに本経営統合後の当社の経営体制及び事業運営方針等について協議を重ねました。

これらの協議等を通じ、当社は、本経営統合により、H2Oリテイリングを親会社とする企業グループ（以下「H2Oリテイリング・グループ」といいます。）のスーパーマーケット事業を担うイズミヤと阪急オアシスを当社の完全子会社とするとともに、本事業を当社の完全子会社に移管し、当社が本事業を承継する完全子会社及びH2O子会社の3社を完全子会社とする持株会社となることで、3社における経営資源の最適化、意思決定の迅速化、人材交流の強化等が促進され、もって3社の協業によるシナジー効果を最大化することが期待できると考えるに至りました。

当社としては、本経営統合を通じてこれらのシナジーを実現していくことにより、H2Oリテイリング・グループの一員として、同グループの強みであるブランド力の利用やスケールメリットの活用が可能となり、その結果、店舗運営、商品戦略、出店戦略等における他社との差別化やコスト競争力の強化による収益性の向上が期待できるとともに、関西エリアにおけるH2Oリテイリング・グループの顧客への接点を増加させ、関西エリア内のマーケットシェアを高め、ブランディングと競争優位性、店舗数などの点において、関西エリアにおけるNo.1の地位の確立を目指すことが可能になると考えております。また、当社におきましては、本経営統合は、第三者取引との対比においても、業態・出店エリア・企業文化等を共通にする経営統合であり、そのシナジーによる企業価値向上効果やこれに伴う株式価値の増大等も考慮すれば、当社の企業価値の向上及び少数株主の利益の観点から最善の選択肢であると考えております。

以上の理由から、当社は、2021年8月31日開催された取締役会の決議により、本経営統合を実施することを決定し、同日付でH2Oリテイリング、イズミヤ及び阪急オアシス

との間で本経営統合契約を締結いたしました。

なお、上記取締役会決議による決定は、下記3.(1)③(ア)「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に記載のとおり、本経営統合に係る取引の実施を勧告するとともに、当該取引の実施は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の特別委員会の答申に基づき行われております。

(2) 本経営統合の要旨

① 本経営統合の方式

(ア) 本株式交換

当社を株式交換完全親会社、イズミヤ及び阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換（本株式交換）の方法によります。

なお、イズミヤ及び阪急オアシスは、本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日）までに、H2Oリテイリングを割当先とする第三者割当ての方法により、払込金額の総額をそれぞれ12,261,720,000円、4,122,425,608円として、それぞれ普通株式1株を新規に発行する予定です（以下「本増資」といいます。）。

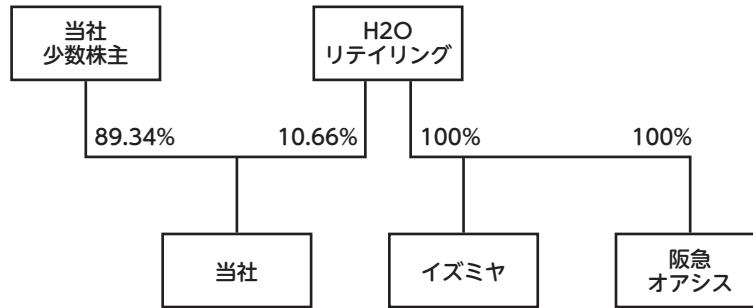
(イ) 本吸収分割

本株式交換の効力が発生すること等を条件として、当社を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（本吸収分割）により、当社の営む一切の事業（本事業）に関する権利義務を分割準備会社に承継させます。

② 本経営統合のストラクチャー（概略図）

(ア) 現状（2021年8月31日現在）

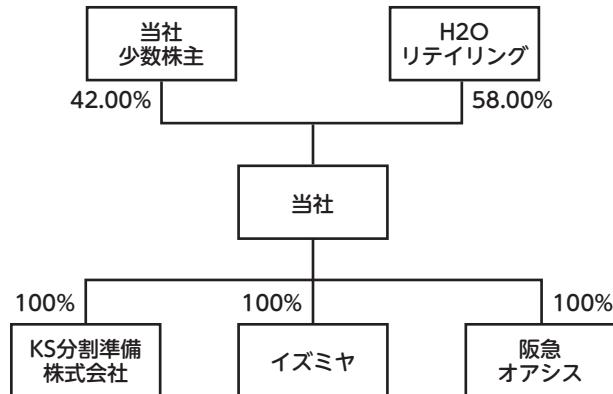
2021年8月31日現在、当社については、H2Oリテイリングが3,200,000株（所有割合：10.66%）、少数株主が残りの株式を所有しており、イズミヤ及び阪急オアシスについては、それぞれH2Oリテイリングが発行済株式の全てを所有しております。イズミヤ及び阪急オアシスの発行済株式総数は現在いずれも2,000株ですが、本増資後はいずれも2,001株となる予定です。



(イ) 本株式交換の効力発生後（2021年12月1日（予定））

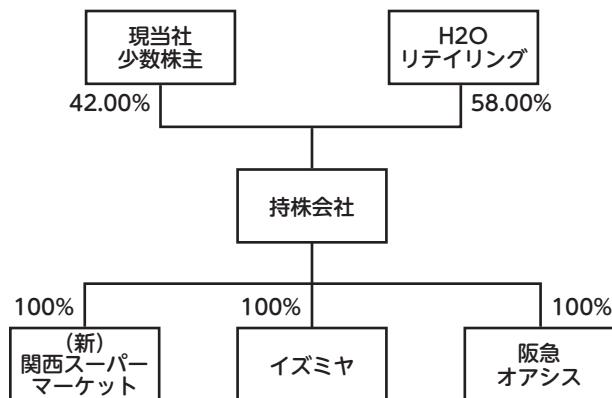
本株式交換により、当社については、H2Oリテイリングが37,034,909株（所有割合：58.00%）、少数株主が残りの株式を所有することとなり、H2Oリテイリングの子会社となる予定です。また、イズミヤ及び阪急オアシスについては、それぞれ当社が発行済株式の全て（本増資後はいずれも2,001株）を所有することとなる予定です。

なお、当社は、2021年9月22日、分割準備会社として、KS分割準備株式会社を設立しました。



(ウ) 本吸収分割の効力発生後（2022年2月1日（予定））

本吸収分割により、当社は、本事業を分割準備会社に移管し、その結果、分割準備会社及びH2O子会社の3社を完全子会社とする持株会社となる予定です。なお、本吸収分割の効力発生を条件に、当社は商号を変更し、分割準備会社は商号を「株式会社関西スーパーマーケット」に変更する予定です。



2. 本株式交換契約の内容の概要

当社とイズミヤ及び阪急オアシスが2021年8月31日付で締結した本株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

(イズミヤとの株式交換契約)

株式交換契約書

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」という。）及びイズミヤ株式会社（以下「乙」という。）は、2021年8月31日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社関西スーパーマーケット
（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）イズミヤ株式会社
（住所）大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に11,909を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式11,909株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年12月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下「株式交換承認総会」という。）を求める。
2. 甲は、甲の株式交換承認総会において、甲の定款を2021年12月1日付で別紙のとおり変更する旨の決議を求める（かかる定款変更を、以下「本定款変更」という。）。

第7条（剰余金の配当及び自己株式の取得の制限）

1. 甲は、2021年9月30日を基準日として、1株当たり8円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならないものとし、かつ、本契約締結日後、本効力発生日より前の日のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

第8条（その他の増資・組織再編）

1. 甲及び乙は、乙が本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までにエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に対して第三者割当ての方法により募集株式1株の発行（払込金額：1株当たり12,261,720,000円。以下「本増資」という。）を行う予定であることを確認する。
2. 甲及び乙は、甲が株式会社阪急オアシス（住所：大阪府大阪市北区角田町8番7号。以下「丙」という。）との間で本契約締結日付で株式交換契約を締結し、同契約に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、丙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本阪急オアシス株式交換」という。）を行う予定であることを確認する。
3. 甲及び乙は、甲が本契約締結日後速やかに甲の完全子会社として設立する予定の株式会社（以下「丁」という。）との間で甲を吸収分割会社、丁を吸収分割承継会社とし、甲が甲の営む一切の事業に関して有する権利義務を丁に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に係る吸収分割契約を締結し、2022年2月1日を効力発生日として本吸収分割を行う予定であることを確認する。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本株式交換及び本契約の効力）

1. 本株式交換は、本効力発生日において、本増資に係る払込金額全額の払込み及び乙の募集株式1株の発行が行われていること並びに本定款変更が効力を生じていることを条件として、本阪急オアシス株式交換と同時に、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条各項に定める各議案について甲若しくは乙の株式交換承認総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は本割当対象株主によって本株式交換に関して行われる届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しないとき及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられたときを含むが、これらに限られない。）、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年8月31日

甲：兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役社長 福谷 耕治 ㊞

乙：大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号
イズミヤ株式会社
代表取締役社長 梅本 友之 ㊞

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第32条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条 (発行可能株式総数) の変更は、</u> <u>2021年12月1日付でその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、同日の経過後にこれを削</u> <u>除する。</u></p>

(阪急オアシスとの株式交換契約)

株式交換契約書

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」という。）及び株式会社阪急オアシス（以下「乙」という。）は、2021年8月31日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社関西スーパーマーケット
（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社阪急オアシス
（住所）大阪府大阪市北区角田町8番7号

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に5,000を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式5,000株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年12月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下「株式交換承認総会」という。）を求める。
2. 甲は、甲の株式交換承認総会において、甲の定款を2021年12月1日付で別紙のとおり変更する旨の決議を求める（かかる定款変更を、以下「本定款変更」という。）。

第7条（剰余金の配当及び自己株式の取得の制限）

1. 甲は、2021年9月30日を基準日として、1株当たり8円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならないものとし、かつ、本契約締結日後、本効力発生日より前の日のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

第8条（その他の増資・組織再編）

1. 甲及び乙は、乙が本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までにエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に対して第三者割当ての方法により募集株式1株の発行（払込金額：1株当たり4,122,425,608円。以下「本増資」という。）を行う予定であることを確認する。
2. 甲及び乙は、甲がイズミヤ株式会社（住所：大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号。以下「丙」という。）との間で本契約締結日付で株式交換契約を締結し、同契約に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、丙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本イズミヤ株式交換」という。）を行う予定であることを確認する。
3. 甲及び乙は、甲が本契約締結日後速やかに甲の完全子会社として設立する予定の株式会社（以下「丁」という。）との間で甲を吸収分割会社、丁を吸収分割承継会社とし、甲が甲の営む一切の事業に関して有する権利義務を丁に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に係る吸収分割契約を締結し、2022年2月1日を効力発生日として本吸収分割を行う予定であることを確認する。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本株式交換及び本契約の効力）

1. 本株式交換は、本効力発生日において、本増資に係る払込金額全額の払込み及び乙の募集株式1株の発行が行われていること並びに本定款変更が効力を生じていることを条件として、本イズミヤ株式交換と同時に、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条各項に定める各議案について甲若しくは乙の株式交換承認総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は本割当対象株主によって本株式交換に関して行われる届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しないとき及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられたときを含むが、これらに限られない。）、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年8月31日

甲：兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役社長 福谷 耕治 ㊞

乙：大阪府大阪市北区角田町8番7号
株式会社阪急オアシス
代表取締役社長 永田 靖人 ㊞

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第32条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条 (発行可能株式総数) の変更は、 2021年12月1日付でその効力を生じる。 なお、本附則は、同日の経過後にこれを削 除する。</u></p>

3. 会社法施行規則第193条（第5号及び第6号を除く。）に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	イズミヤ (株式交換完全子会社)	阪急オアシス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	11,909	5,000

(注1) 株式の割当比率

イズミヤの普通株式1株に対して、当社株式11,909株を割当交付いたします。また、阪急オアシスの普通株式1株に対して、当社株式5,000株を割当交付いたします。なお、上記の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換に先立ち、本増資により、H2Oリテイリングからイズミヤに対する12,261,720,000円の払込み及びH2Oリテイリングから阪急オアシスに対する4,122,425,608円の払込みが行われることを前提としております。本増資を含め、株式交換比率の算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合、各社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換により当社がイズミヤ及び阪急オアシスの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のイズミヤ及び阪急オアシスの株主であるH2Oリテイリングに対し、本株式交換により当社株式計33,834,909株を交付する予定です。交付する当社株式については、当社が保有する自己株式を一部充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。なお、イズミヤ及び阪急オアシスは、本増資により、それぞれ普通株式1株を新規に発行し、本株式交換の効力発生の直前時における発行済株式総数はいずれも2,001株となる予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の算定にあたり、下記③「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するために、株式会社アイ・アール ジャパン（以下「アイ・アール ジャパン」といいます。）を、オーケー、H2Oグループ及び当社並びに第三者取引及び本取引から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しております。

また、特別委員会は、下記③(ア)「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に記載のとおり、株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）をオーケー、H2Oグループ及び当社並びに第三者取引及び本取引から独立した第三者算定機関として選定しております。

当社は、下記③(ウ)「当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンから提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、下記③(オ)「当社における独立した法律事務所からの助言の

取得」に記載の森・濱田松本法律事務所からの法的助言、並びに同社及びそのアドバイザーがイズミヤ及び阪急オアシスに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・交渉を重ねました。そして、下記③(ア)「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に記載のとおり、特別委員会から本答申書（下記③(ア)「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に定義されます。）の提出を受けたことを踏まえ、当社は、本株式交換比率は、下記(イ)b.「算定の概要」に記載のとおり、アイ・アール ジャパンから提出を受けた株式交換比率の算定結果及び特別委員会がプルータス・コンサルティングから提出を受けた株式交換比率の算定結果の各算定レンジの範囲内にあること（又はこれを下回ること）、特別委員会においてプルータス・コンサルティングから本株式交換比率は少数株主にとって財務的見地から公正なものと考えer旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）が取得されていること、また、上記1.(1)「本経営統合の目的・意義・経緯」に記載の本経営統合によるシナジー効果を適切に考慮したものと評価できることから、当社の株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことは妥当であると判断いたしました。

特に本株式交換比率については、特別委員会において、アイ・アール ジャパン及びプルータス・コンサルティングによる算定・分析結果、法務アドバイザーの助言等を参考に、当社がイズミヤ及び阪急オアシスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社並びにイズミヤ及び阪急オアシスの財務の状況、将来の見通し、当社の株価動向、本経営統合によるシナジー効果等の要因を総合的に勘案し、アイ・アール ジャパンを通じ、H2Oリテイリングとの間で複数回に亘り慎重に交渉を重ねた結果、特別委員会は、最終的に上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、取締役会に対し、本経営統合契約及び本株式交換契約の締結を承認することを勧告しております。当社は、かかる勧告に基づき、2021年8月31日開催の当社の取締役会において本経営統合契約及び本株式交換契約の締結について決議の上、各契約を締結いたしました。

また、本株式交換比率は、本経営統合契約に従い、本株式交換の実行又は本株式交換比率の合理性に重大な影響を与える事情が生じた場合（本効力発生日までに本増資が実施されない場合を含みます。）その他算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、H2Oリテイリング及び当社との間で協議の上、変更されることがあります。

(イ) 算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

アイ・アール ジャパン及びブルータス・コンサルティングのいずれもH2Oグループ及び当社から独立した算定機関であり、H2Oグループ及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

アイ・アール ジャパンは、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日である2021年8月30日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の2021年3月1日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、2021年5月31日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2021年8月2日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用し算定を行いました。

イズミヤ及び阪急オアシスについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため市場株価法は採用していないものの、イズミヤ及び阪急オアシスと類似の企業を営む上場会社が複数存在することから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	イズミヤ	
DCF法	DCF法	12,094～18,413
類似会社比較法	類似会社比較法	11,531～17,710
市場株価法	類似会社比較法	8,876～15,344

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	阪急オアシス	
DCF法	DCF法	5,780~9,619
類似会社比較法	類似会社比較法	2,544~8,795
市場株価法	類似会社比較法	1,958~7,620

アイ・アール ジャパンは、上記株式交換比率の算定に際して、当社、イズミヤ及び阪急オアシスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、イズミヤ、阪急オアシス及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アイ・アール ジャパンの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社、イズミヤ及び阪急オアシスの各々の財務予測（利益計画を含みます。）については、当社、イズミヤ及び阪急オアシスの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、アイ・アール ジャパンが上記DCF法の算定の基礎とした当社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度はございません。一方、イズミヤにおいては2025年3月期に営業利益が前年度に対して3割以上の増加を見込んでおり、阪急オアシスにおいては2024年3月期及び2025年3月期に営業利益がそれぞれ前年度に対して3割以上の増加を見込んでいるとのことです。これは現在イズミヤ及び阪急オアシスで取組みを進めている一体経営によるスケールメリットの享受、価格の適正化、商品の共同開発及び業務効率化による粗利益の増加及び販管費の削減等によるものとのことです。また、DCF法の算定の基礎とした当社、イズミヤ及び阪急オアシスの財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。なお、株式交換比率の算定にあたって、本増資を前提に本株式交換を検討していることから、イズミヤについて増資予定の12,261,720,000円及び新規発行予定株式数1株、阪急オアシスについて増資予定の4,122,425,608円及び新規発行予定株式数1株を加味して算定しております。

プルータス・コンサルティングは、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日である2021年8月30日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の2021年

3月1日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、2021年5月31日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2021年8月2日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。)を、また、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用し算定を行いました。

イズミヤ及び阪急オアシスについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため市場株価法は採用していないものの、イズミヤ及び阪急オアシスと類似の企業を営む上場会社が複数存在することから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	イズミヤ	
DCF法	DCF法	9,531~25,545
類似会社比較法	類似会社比較法	9,793~14,789
市場株価法	類似会社比較法	9,177~14,211

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	阪急オアシス	
DCF法	DCF法	3,486~14,192
類似会社比較法	類似会社比較法	2,510~5,639
市場株価法	類似会社比較法	2,352~5,418

プルータス・コンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際して、当社、イズミヤ及び阪急オアシスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、イズミヤ、阪急オアシス及びその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティ

ングの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社、イズミヤ及び阪急オアシスの各々の財務予測（利益計画を含みます。）については、当社の同意の下、当社、イズミヤ及び阪急オアシスの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、プルータス・コンサルティングが上記DCF法の算定の基礎とした当社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度はございません。一方、イズミヤにおいては2025年3月期に営業利益が前年度に対して3割以上の増加を見込んでおり、阪急オアシスにおいては2024年3月期及び2025年3月期に営業利益がそれぞれ前年度に対して3割以上の増加を見込んでいるとのことです。これは現在イズミヤ及び阪急オアシスで取組みを進めている一体経営によるスケールメリットの享受、価格の適正化、商品の共同開発及び業務効率化による粗利益の増加及び販管費の削減等によるものとのことです。また、DCF法の算定の基礎とした当社、イズミヤ及び阪急オアシスの財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。なお、株式交換比率の算定にあたって、本増資を前提に本株式交換を検討していることから、イズミヤについて増資予定の12,261,720,000円及び新規発行予定株式数1株、阪急オアシスについて増資予定の4,122,425,608円及び新規発行予定株式数1株を加味して算定しております。

また、当社は、2021年8月30日、プルータス・コンサルティングから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、当社、イズミヤ及び阪急オアシスが作成した事業計画、当社の市場株価及び当社、イズミヤ及び阪急オアシスの類似会社に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、当社、イズミヤ及び阪急オアシスで合意された株式交換比率が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、当社、イズミヤ及び阪急オアシスから、各社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する当社の認識を含めた説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る当社、イズミヤ及び阪急オアシスへの質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での当社、イズミヤ及び阪急オアシスの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております（注）。

（注）プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式交換比率の算定を行うに際して、当社、イズミヤ及び阪急オアシスから提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに当社、イズミヤ及び阪急オアシスから聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能

性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。また、プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社、イズミヤ及び阪急オアシスの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、当社、イズミヤ及び阪急オアシスの関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータス・コンサルティングは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社、イズミヤ及び阪急オアシスの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータス・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社、イズミヤ及び阪急オアシスの事業計画その他の資料は、当社、イズミヤ及び阪急オアシスの経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルータス・コンサルティングは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、当社、イズミヤ及び阪急オアシスの株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルータス・コンサルティングは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が当社、イズミヤ及び阪急オアシスの想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。プルータス・コンサルティングは、本株式交換の実行に関する当社の意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討しておりません。プルータス・コンサルティングは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。プルータス・コンサルティングは、当社より提示された本株式交換に係る税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、当社、イズミヤ及び阪急オアシスで合意された本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータス・コンサルティングに供され又はプルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出

日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、当社の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、当社の株主の皆様に対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する当社の取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータス・コンサルティングから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

③ 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

当社は、H2Oリテイリングが当社株式3,200,000株（所有割合にして10.66%）を保有する主要株主であり、かつ当社との間で2016年10月27日付資本業務提携契約書に基づく資本業務提携を行う関係にあることに鑑み、本株式交換を含む本経営統合の公正性担保に慎重を期し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

(ア) 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手

a. 設置の経緯等

上記1. (1)「本経営統合の目的・意義・経緯」に記載のとおり、当社は、2021年6月上旬に第三者提案を受領し、第三者取引の是非を検討するに際しては、H2Oリテイリングとの資本業務提携のあり方と併せて検討を行う必要があると判断し、オーケー、H2Oリテイリング及び当社から独立した立場で、第三者取引に係る検討及び判断を行うための体制の構築を行いました。具体的には、当社は、2021年7月3日開催の取締役会の決議により、当社の独立社外取締役である岡田由佳氏、森薫生氏、福井公子氏及び牟禮恵美子氏並びに弁護士として豊富な経験や専門的な知識等を有する渡辺徹氏（北浜法律事務所 弁護士）の5名によって構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、(a)当社取締役会に対して第三者取引の実施を勧告するか、(b)当社取締役会における第三者取引の実施についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

他方、当社及びH2Oリテイリングは、その間も両社の資本業務提携のあり方について協議を重ね、2021年7月12日頃から、当社を株式交換完全親会社とし、イズミヤ及び阪急オアシスを株式交換完全子会社とする本株式交換により本経営統合を行うことについて検討を本格化させました。そこで、当社取締役会は、2021年7月17日、特別委員会に対し、本株式交換を行う取引（以下「本株式交換取引」といいます。）についても、(a)当社取締役会に対して本株式交換取引の実施を勧告するか、(b)当社取締役会における本株式交換取引の実施についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。さらに、当社及びH2Oリ

テイリングの間の本経営統合に関する協議の進捗を受け、2021年8月21日、特別委員会に対し、当社を、(i)H2Oリテイリングの子会社とし、かつ、(ii)当社の営む一切の事業を承継する新会社、イズミヤ及び阪急オアシスの3社を完全子会社とする持株会社とするための取引（以下、本株式交換取引と併せて「本取引」と総称します。）に関し、①当社取締役会に対し、本取引の実施を勧告するか、②当社取締役会における本取引の実施についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、上記第三者取引に係る諮問事項及び本株式交換取引に係る諮問事項と併せて「本諮問事項」と総称します。）について、改めて諮問いたしました。

また、当社取締役会は、本諮問事項に関し、特別委員会の判断内容を最大限尊重して第三者取引及び本取引に関する意思決定を行うこと、並びに特別委員会が第三者取引又は本取引の実施若しくは第三者取引又は本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会はその実施の承認をしないことを決議しております。さらに、当社取締役会は、特別委員会に対し、(i)当社が関係当事者との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること、(ii)本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを当社の費用負担で選任し、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）すること、及び(iii)必要に応じ、当社の役職員その他特別委員会が必要と認める者から本諮問事項に関する検討及び判断に必要な情報を受領することを決議しております。

なお、特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、特別委員会の回数に応じて算出される金額の報酬（但し、社外有識者である委員についてはタイムチャージによる報酬）を支払うものとされております。

b. 検討の経緯

特別委員会は、2021年7月3日から2021年8月30日までの間に合計13回に亘って開催され、特別委員会の各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行うなどして、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行うとともに、H2Oリテイリングとの間で交渉を行いました。

まず、特別委員会は、2021年7月3日、独立性の程度、専門性及び実績等に鑑み、独自の法務アドバイザーとして、北浜法律事務所を選任し、その後同年8月2日には、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任しております。また、特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパン並びに当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所の選任について、それぞれの独立性の程度、専門性及び実績等を確認した上でこれらの選任を承認しております。

その上で、特別委員会は、アイ・アール ジャパン及び森・濱田松本法律事務所か

ら、第三者提案がなされた経緯や本取引の検討に至る経緯、各取引のスキーム概要、想定スケジュールの概要並びに第三者取引及び本取引において想定される公正性担保措置等についての説明を受け、これらの点に関して特別委員会の委員に求められる役割等について検討を行っております。

特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、第三者取引に関する質問事項をオーケー及び当社に送付し、本取引に関する質問事項をH2Oリテイリング及び当社に送付の上、それぞれ回答を受領しております。また、特別委員会は、当社の経営陣（福谷耕治代表取締役社長、中西淳常務取締役等）に対して複数回特別委員会への出席を求め、当社の経営方針、企業価値向上に向けた取組みの内容やスーパーマーケット業界の動向等、また第三者取引及び本取引のそれぞれについて想定されるシナジー、両取引の比較その他の事項について当社の経営陣としての見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。加えて、特別委員会は、オーケー及びH2Oリテイリングに対しても、それぞれ特別委員会への出席を求め、それぞれ第三者取引又は本取引の意義及び目的、取引条件、想定されるシナジー、それぞれの取引後の経営方針その他の事項等について関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。

なお、特別委員会は、当社の経営陣からDCF法による算定の前提となる当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成経緯、目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を受け、また、その内容の検証に際してプルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンの助言を受け、本事業計画を承認しております。また、特別委員会は、イズミヤ及び阪急オアシスの株式価値の評価（DCF法による評価）の前提となった各事業計画に関しても、プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンの助言を受け、その内容を検証するとともに、本増資がイズミヤ及び阪急オアシスの事業計画に与える影響等を確認しております。

さらに、特別委員会は、プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンより、それぞれが実施した株式価値算定に係る算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程、重要な前提条件等に関する質疑応答を行った上で、当社並びにイズミヤ及び阪急オアシスの株式価値の評価及びこれらを前提とする株式交換比率の算定について説明を受け、これらの事項について合理性を確認しております。

また、特別委員会は、北浜法律事務所及び森・濱田松本法律事務所から、第三者取引及び本取引に関する当社の意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言を受けて審議・検討を行っております。

さらに、特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による算定・分析結果、法務アドバイザーの助言等を参考に、当社がイズミヤ及び阪急オアシスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社並びにイズミヤ及び阪急オアシスの財務の状況、将来の見通し、当社の株価動向、本経

営統合によるシナジー効果等の要因を総合的に勘案し、アイ・アール ジャパンを通じ、H2Oリテイリングとの間で複数回に亘り慎重に交渉を重ねました。

このように、特別委員会は、第三者取引及び本取引の取引条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与いたしました。

c. 判断内容

特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年8月31日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致により、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

(A) 答申内容

- (i) 当社取締役会に対し、本取引の実施を勧告する。また、当社取締役会に対し、第三者取引を実施することは勧告しない。
- (ii) 当社取締役会における本取引の実施についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではない。

(B) 答申理由

(i) 本取引の実施を勧告する理由（第三者取引に反対する理由）

(a) 大要以下のとおり、第三者取引及び本取引について、シナジーの実現可能性やシナジー実現の過程で生じうるデメリット等を勘案した場合、第三者取引より、本取引による方が当社事業の発展可能性が大きく、より一層、当社の企業価値を向上させていくことができると考えられる。

- ・ 第三者取引については、オーケーの経営手法やノウハウを当社の店舗運営に取り入れることで売上拡大や利益率改善に繋がる可能性は相応にあると考えるものの、①業態の違いに起因するオペレーションの違いが大きく、融合が困難と考えられること、②ターゲットとする顧客層が異なり、第三者取引によって当社のブランドイメージを毀損する可能性があること、③人事政策が大きく異なっており、当社の従業員にとって不利益となる可能性があり、引いては、当社のサービス力の低下に繋がる可能性があること、及び④中長期的なビジョンが共有されておらず、第三者取引を実施した後の統合プロセスに支障が生じる可能性があることから、シナジーの実現可能性に疑義があり、また、シナジー実現の過程で生じうるデメリットを看過することができない。
- ・ 本取引については、①事業環境及び経営課題が共有されていること、②資本業務提携の実績があり、統合後の取組みに連続性があること、③業態が共通しており、オペレーションの融合が可能と考えられること、④

人事政策に共通するところが多く、人事交流を通じたシナジーの実現が期待できること、及び⑤持株会社体制への移行はシナジーの早期実現に資すると考えられることから、シナジーの実現が見込まれ、当社の企業価値の向上に資するものと考えられる。

- (b) 第三者取引においては、現金を対価とする公開買付け等が行われ、株主に対して直接対価が交付される一方で、本取引においては、本株式交換によって当社がH2O子会社を取得し、H2Oリテイリングに対して株式が発行されるにとどまり、株主に対して直接対価が交付されることはない。このように、両取引は、対価の構造が異なるため、その経済条件を単純に比較することはできない。もっとも、プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンによる当社及びH2O子会社の株式価値の算定結果等を考慮すれば、本取引により当社の少数株主が享受しうる利益（本経営統合後の当社の株式価値）は、第三者取引により少数株主が享受しうると考えられる利益（本公開買付け等の対価）と比較し、これを上回るか、少なくとも遜色のないものと評価することができる。
- (ii) 以下の諸点等を考慮し、特別委員会は、本取引については、当社の少数株主の利益を図る観点から、(a)取引条件の妥当性が確保され、かつ、(b)公正な手続が実施されており、当社取締役会における本取引を実施する旨の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。
- (a) 取引条件の妥当性が確保されていると判断した理由
- ・アイ・アール ジャパンの算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率は、アイ・アール ジャパンによる算定結果における市場株価法及び類似会社比較法の算定レンジの範囲内にあり、DCF法の算定レンジの下限を下回っている。なお、株式交換比率が算定レンジの下限を下回っていることは、当社の少数株主の利益にとって有利であると評価し得る。
 - ・プルータス・コンサルティングの算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率は、プルータス・コンサルティングによる算定結果における各算定方法の算定レンジの範囲内にある。
 - ・本フェアネス・オピニオンは発行手続及び内容に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率が少数株主にとって財務的な観点から公正であると評価されている。
 - ・プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンによる当社及びH2O子会社の株式価値の算定結果等を考慮すれば、本取引により当社の少数株主が享受しうる利益（本経営統合の当社の株式価値）は、

第三者取引により少数株主が享受しうると考えられる利益（本公開買付け等の対価）と比べてこれを上回るか、少なくとも遜色のないものと評価することができる。

(b) 公正な手続が実施されていると判断した理由

- ・ 設置時期の適切性、委員の独立性及び属性、取引条件の交渉過程への関与、独立性のある専門家アドバイザーの起用、当社経営陣へのインタビューをはじめとする答申に必要な情報の取得、委員の報酬の設定方法等により、特別委員会が有効に機能するための工夫がなされている。
- ・ 当社取締役会における第三者取引及び本取引に関する意思決定については、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、特別委員会が、第三者取引及び本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は第三者取引及び本取引に賛同しないこととされている。
- ・ 当社及び特別委員会において、それぞれ独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、独立した外部専門家の専門的助言を取得している。
- ・ 特別委員会が検討を開始した当初から、第三者取引及び本取引の2つの対抗的提案が存在したことに加え、さらに他の対抗的買収提案者が対抗的買収を提案しうるための最低限の状況は確保されており、間接的マーケットチェックが実施されているものと評価できる。
- ・ 本取引については、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は明示的には設定されていないが、本総会における特別決議による承認が得られることが前提となっており、当社の株主総会における議決権行使比率が90%程度であることを考慮すれば、事実上、H2Oリテイリングを除く少数株主の過半数の賛同がない限り、実行できないものとなっている。
- ・ 当社の2021年8月31日付プレスリリース「当社とエイチ・ツー・オーリテイリング グループの経営統合（資本業務提携）、株式交換によるイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスの完全子会社化、親会社の異動、吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」のドラフト等についても確認した結果、少数株主に対して適切な情報提供が行われる予定であると認められる。
- ・ 本取引は、少数株主がこれに賛同する場合と反対する場合とで置かれる経済条件につき差異が生じるものではなく、また、反対株主には株式買取価格決定請求権が確保されており、強圧性が生じないよう配慮がなされていると評価できる。

- (イ) 特別委員会における独自の独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

特別委員会は、独自に、オーケー、H2Oグループ及び当社並びに第三者取引及び本取引から独立した第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選定し、プルータス・コンサルティングから、本事業計画の内容を含む本株式交換比率の算定に関する留意点等に係る助言を受けるとともに、2021年8月30日に、株式価値及び株式交換比率算定書（以下「本算定書（プルータス）」）と申します。）を受領するとともに、本株式交換に係る交換比率に関する算定書を取得いたしました。本算定書（プルータス）の概要は、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。また、特別委員会は、プルータス・コンサルティングから、本株式交換比率は少数株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の本フェアネス・オピニオンも取得しております。本算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの概要については、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

- (ウ) 当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、オーケー、H2Oグループ及び当社並びに第三者取引及び本取引から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として、アイ・アール ジャパンを選定し、2021年8月30日に本株式交換に係る株式交換比率算定書（以下「本算定書（アイ・アール ジャパン）」）と申します。）を取得いたしました。本算定書（アイ・アール ジャパン）の概要は、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、アイ・アール ジャパンは、当社に対し、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は提出していません。

- (エ) 特別委員会における独自の独立した法務アドバイザーからの助言の取得

特別委員会は、独自に、オーケー、H2Oグループ及び当社並びに第三者取引及び本取引から独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、同法律事務所より、第三者提案及び本取引に係る特別委員会の審議の方法及びその過程、第三者提案及び本取引に関する留意点等について、法的な観点から助言を受けております。

- (オ) 当社における独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、オーケー、H2Oグループ及び当社並びに第三者取引及び本取引から独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、第三者提案及び本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

(カ) 当社における利害関係のない取締役全員による承認

当社の取締役のうち、森忠嗣氏は、過去にH2Oリテイリングの取締役であったため、本取引において特別の利害関係を有するおそれが否定できないことを踏まえ、利益相反を回避する観点から、当社取締役会における第三者取引及び本取引に係る審議及び決議に参加しておりません。なお、2021年8月31日の当社の取締役会においては、森忠嗣氏以外の全ての取締役（監査等委員である取締役を含みます。）10名が出席の上、出席取締役の全員一致により、本経営統合契約の締結につき承認可決されております。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、当社が適当に定めます。かかる内容は、当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり相当であると判断しております。

(3) 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(4) イズミヤ及び阪急オアシスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

イズミヤ及び阪急オアシスの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kansaisuper.co.jp/>）において掲載しております。

(5) イズミヤ及び阪急オアシスにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① イズミヤ

イズミヤは、本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までにH2Oリテイリングに対して第三者割当ての方法により募集株式1株の発行（払込金額：1株当たり12,261,720,000円。）を行う予定です。

② 阪急オアシス

阪急オアシスは、本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までにH2Oリテイリングに対して第三者割当ての方法により募集株式1株の発行（払込金額：1株当たり4,122,425,608円。）を行う予定です。

(6) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 中間配当

当社は、2022年3月期に係る中間配当として、2021年9月30日を基準日とする1株当たり8円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

② 吸収分割

当社は、本総会において、第2号議案「当社とKS分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」のご承認を得て、本吸収分割契約に基づき吸収分割を行うことを予定しております。

詳細につきましては、第2号議案「当社とKS分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」をご参照ください。

第2号議案 当社とKS分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件

当社は、2021年9月30日に開催した取締役会において、KS分割準備株式会社（分割準備会社。本株式交換の効力及び本吸収分割の効力が発生したことを条件としてその商号を「株式会社関西スーパーマーケット」に変更する予定です。）に対し、当社の営む一切の事業（本事業）を承継させるため、分割準備会社との間で、当社を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（本吸収分割）に係る吸収分割契約（本吸収分割契約）を締結することを決議し、同日、本吸収分割契約を締結いたしました。

つきましては、本吸収分割契約のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。また、本吸収分割は、本経営統合の一環として行われるものであり、下記2.「本吸収分割契約の内容の概要」のとおり、本株式交換の効力発生を条件として、その効力を生じるものとします。

1. 本吸収分割を行う理由

第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおりであります。

2. 本吸収分割契約の内容の概要

当社及び分割準備会社が2021年9月30日付で締結した本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」という。）及びKS分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、2021年9月30日、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその営む一切の事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）株式会社関西スーパーマーケット（但し、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）付で「株式会社関西フードマーケット」に商号変更予定。）

（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）KS分割準備株式会社（但し、本効力発生日付で「株式会社関西スーパーマーケット」に商号変更予定。）

（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年2月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（その他の組織再編）

甲及び乙は、甲がイズミヤ株式会社（住所：大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号。以下「イズミヤ」という。）及び株式会社阪急オアシス（住所：大阪府大阪市北区角田町8番7号。以下「阪急オアシス」という。）との間で、それぞれ、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、イズミヤ及び阪急オアシスのそれぞれを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」と総称する。）を行う予定であることを確認する。

第10条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本吸収分割及び本契約の効力）

1. 本吸収分割は、本効力発生日において、本株式交換がいずれも効力を生じていることを条件として、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本吸収分割の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年9月30日

甲：兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役 福谷 耕治 ㊟

乙：兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
KS分割準備株式会社
代表取締役 福谷 耕治 ㊟

承継対象権利義務明細

本効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2021年3月31日の終了時点の当社の貸借対照表その他同時点の計算を基礎とし、これに本効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が有している本事業に係る一切の資産。但し、次の各号に掲げる資産を除く。

- (1) 現預金 500万円
- (2) 乙、イズミヤ及び阪急オアシスの株式
- (3) 甲の子会社管理業務（乙、イズミヤ及び阪急オアシスの各社の経営等を管理する業務を意味する。以下同じ。）のために専ら使用する資産

2. 債務

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が負担している本事業に係る一切の債務のうち、法令上承継が可能なもの。但し、次の各号に掲げる債務を除く。

- (1) 租税債務
- (2) 未払配当金債務
- (3) 本株式交換又は本吸収分割の実行に関して甲の現在又は過去の株主に対して負うこととなる債務
- (4) 甲の子会社管理業務に関連して生じた債務

3. 契約（雇用契約を除く。）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、甲が当事者となっている本事業に係る一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 甲の取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間で締結した契約
- (2) 甲の会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (3) 甲の株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）

- (4) 金融機関等との間で締結した甲の株式事務のための契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及び上場により生ずる業務に関連して締結した契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (6) 甲の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他保険に関する契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (7) 甲の子会社管理業務のために締結した契約
- (8) 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

4. 雇用契約及び労働協約

- (1) 本効力発生日の前日の終了時点において本事業に従事する全ての従業員との雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。
- (2) 本効力発生日の前日の終了時点において甲が関西スーパー労働組合との間で締結している労働協約のうち、労働組合法第16条に定める基準以外の部分の全て。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において甲が本事業に関して有する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上本吸収分割により承継することが可能なものの一切。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(2) 新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

分割準備会社の最初の事業年度は、会社成立の日である2021年9月22日より、2022年3月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度を終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類は作成しておりません。

以下に、分割準備会社の成立の日の貸借対照表を記載しております。

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	100		—
現 金 及 び 預 金	100	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本 金	100
		資 本 金	100
		純 資 産 合 計	100
資 産 合 計	100	負 債 ・ 純 資 産 合 計 額	100

(4) 吸収分割承継会社において成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(5) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 中間配当

当社は、2022年3月期に係る中間配当として、2021年9月30日を基準日とする1株当たり8円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

② 株式交換

当社は、本総会において、第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」のご承認を得て、本株式交換契約に基づき、イズミヤ及び阪急オアシスとの株式交換（本株式交換）を行うことを予定しております。

詳細につきましては、第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」をご参照ください。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 発行可能株式総数の増加

第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」に記載のとおり、当社は、本株式交換によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に対して当社普通株式を新たに発行することを予定しております。これに伴い、当社の発行済株式の総数が増加し、現在の発行可能株式総数を上回ることとなるため、本株式交換を実施するためには、当社の発行可能株式総数を増加させる必要があります。

また、当社は、今後の当社の更なる持続的成長の実現に向けた経営の機動性・柔軟性を確保するためにも、発行可能株式総数を増加させる必要があると考えております。

以上の理由から、定款第6条に定める発行可能株式総数を増加する旨の定款変更を行うものであります。

なお、かかる定款変更は、2021年12月1日付で効力を生じるものとし、その旨の附則第1条を設けるものであります。

(2) 商号の変更及び事業目的の追加

第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」に記載のとおり、当社は、本吸収分割により持株会社体制に移行することを予定しております。これに伴い、定款第1条に定める商号及び定款第2条に定める事業目的を変更する旨の定款変更を行うものであります。

なお、かかる定款変更は、本吸収分割の効力発生を条件として、その効力発生日付で効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」及び第2号議案「当社とKS分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとし、

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社関西スーパーマーケット</u> と称する。 英文では、 <u>KANSAI SUPER MARKET LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社関西フードマーケット</u> と称する。 英文では、 <u>KANSAI FOOD MARKET LTD.</u> と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～24. (省略)</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことならびに<u>国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1. ～24. (現行どおり)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> 第1条 <u>第6条(発行可能株式総数)の変更は、2021年12月1日付でその効力を生じる。なお、本附則は、同日の経過後にこれを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、当会社およびKS分割準備株式会社との2021年9月30日付吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、当該吸収分割の効力発生日付でその効力を生じる。なお、本附則は、同日の経過後にこれを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本株式交換の効力発生日付で辞任いたしますので、本経営統合契約に基づき、本経営統合を推進するため、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案から第3号議案までのすべての議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。また、本議案が承認可決された場合、各候補者は、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日付で取締役に就任するものといたします。本株式交換の効力発生日は、2021年12月1日を予定しております。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> はやし かつ ひろ 林 克 弘 (1958年1月20日生)	1982年4月 株式会社阪急百貨店（現エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社）入社 2009年6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役執行役員 2009年6月 株式会社阪急阪神百貨店 執行役員 2012年4月 同社 取締役執行役員 2014年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役常務執行役員 2014年4月 株式会社阪急阪神百貨店 取締役常務執行役員 2015年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役専務執行役員 2015年4月 株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役専務執行 役員 2017年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長（現任） 2019年11月 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 代表取締役社長	0株
【候補者とした理由】 林克弘氏は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社において、主に経営管理部門やコンプライアンス部門における豊富な実務経験を有しており、2019年以降は、同社の食品事業の経営管理を担う株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの代表取締役社長として同事業の構造改革を主導しております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、経営統合後における当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ぶく たに こう じ 福 谷 耕 治 (1956年12月25日生) </div>	1979年3月 当社 入社 2006年10月 同社 経理グループマネジャー 2008年6月 同社 取締役 2008年10月 同社 総務グループマネジャー 2010年10月 同社 総務本部長 2011年10月 同社 店舗運営本部長 2013年6月 同社 常務取締役 同社 営業本部長 2014年10月 同社 代表取締役社長(現任) 2020年6月 同社 営業統括本部長(現任) 2021年9月 KS分割準備会社 代表取締役(現任) <重要な兼職の状況> KS分割準備株式会社 代表取締役 ※KS分割準備株式会社は、2022年2月1日付で株式会社関西スーパーマーケットに商号を変更する予定です。	26,900株
(候補者とした理由) 福谷耕治氏は、食品スーパーに関する豊富な実務経験を有しており、2014年以降は、当社において代表取締役社長として経営にあたっております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、経営統合後における当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。			
3	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> うめ もと とも ゆき 梅 本 友 之 (1959年9月13日生) </div>	1982年4月 イズミヤ株式会社 入社 1988年9月 イズミヤ労働組合 中央執行委員 2005年9月 同社 中央執行委員長 2015年11月 株式会社サンローリー 専務取締役 2016年4月 同社 代表取締役社長 2019年4月 イズミヤ株式会社 取締役執行役員 2020年1月 同社 代表取締役社長(現任) 2020年4月 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 取締役(現任) <重要な兼職の状況> イズミヤ株式会社 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 取締役	0株
(候補者とした理由) 梅本友之氏は、食品スーパーに関する豊富な実務経験を有しており、2020年以降は、イズミヤ株式会社において代表取締役社長として経営にあたっております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、経営統合後における当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">なが た やす と 永 田 靖 人 (1958年11月1日生)</p>	<p>1982年4月 株式会社阪急百貨店（現エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社） 入社</p> <p>2014年4月 株式会社阪食（現株式会社阪急オアシス） 取締役執行役員</p> <p>2015年4月 同社 取締役常務執行役員</p> <p>2017年4月 同社 取締役専務執行役員</p> <p>2021年4月 同社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2021年4月 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 取締役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 株式会社阪急オアシス 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 取締役</p>	0株
<p>[候補者とした理由] 永田靖人氏は、食品スーパーに関する豊富な実務経験を有しており、2021年以降は、株式会社阪急オアシスにおいて代表取締役社長として経営にあたっております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、経営統合後における当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			
5	<p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">わた なべ がく 渡 邊 学 (1968年5月1日生)</p>	<p>1991年4月 三洋電機株式会社 入社</p> <p>2010年7月 同社 経営企画本部副本部長</p> <p>2015年4月 株式会社シグマックス 入社</p> <p>2015年4月 グローバルセキュリティエキスパート株式会社 代表取締役副社長</p> <p>2018年4月 株式会社シグマックス 経営企画部長（ディレクター）</p> <p>2019年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 入社</p> <p>2020年4月 同社 執行役員（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 執行役員</p>	0株
<p>[候補者とした理由] 渡邊学氏は、経営管理に関する豊富な実務経験を有しており、2020年以降は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社において執行役員として経営にあたっております。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、経営統合後における当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1.林克弘氏はエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の代表取締役副社長、梅本友之氏はイズミヤ株式会社の代表取締役社長、永田靖人氏は株式会社阪急オアシスの代表取締役社長であります。当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で資本業務提携契約を締結しており、同社の子会社から商品の仕入れを行っております。また、当社は、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間で商品の共同開発を行っております。さらに、当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間で本経営統合契約を締結しており、また、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間でそれぞれ

株式交換契約を締結しております。そのほか、各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 2.当社は、福谷耕治氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、当社が保険契約者として費用負担しておりますが、株主代表訴訟に敗訴した場合の損害賠償金及び争訟費用を担保する部分に相当する保険料は、被保険者個人が負担することとしております。なお、各候補者が選任され、取締役就任した場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、各候補者の任期途中に当該保険契約を保険会社と改めて締結する予定であります。
- 3.株式会社阪急百貨店は、新たに設立した株式会社阪急百貨店に2007年10月1日付で会社分割により百貨店事業を承継するとともに、商号をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社へと変更しております。また、新たに設立した株式会社阪急百貨店は、2008年10月1日に株式会社阪神百貨店と合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しております。
- 4.イズミヤ株式会社（株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントに商号変更、その後2021年4月1日付で株式会社阪急阪神百貨店と吸収合併により解散）は、新たに設立したイズミヤ株式会社に2016年7月1日付で会社分割により小売事業を承継しております。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本株式交換の効力発生日付で辞任いたしますので、本経営統合契約に基づき、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものがあります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案から第3号議案までのすべての議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。また、本議案が承認可決された場合、各候補者は、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日付で監査等委員である取締役に就任するものといたします。本株式交換の効力発生日は、2021年12月1日を予定しております。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> こにしとしみつ 小西敏允 (1944年4月17日生)	1967年4月 株式会社阪急百貨店(現エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社) 入社 1988年9月 同社 経理部長 2000年6月 同社 取締役 2004年6月 同社 常勤監査役 2007年10月 株式会社阪急百貨店 監査役 2008年10月 株式会社阪急阪神百貨店 監査役(現任) 2016年6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役常勤監査等委員(現任) 2021年6月 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 監査役(現任)	0株
		<重要な兼職の状況> エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役常勤監査 等委員 株式会社阪急阪神百貨店 監査役 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 監査役	
[候補者とした理由] 小西敏允氏は、長年にわたって財務・経理業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、同氏のこれまでの豊富な経験と実績、見識から、当社グループの経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適切な人材であると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">独立</div> もり しげ お 森 薫 生 (1954年9月26日生)	1982年4月 弁護士登録(現在に至る) 辻中法律事務所 入所 1988年1月 辻中・森法律事務所パートナー 1999年4月 森薫生法律事務所(現 高麗橋中央法律事務所) 所長(現任) 2007年6月 当社監査役 2015年6月 サノヤスホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2015年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) <重要な兼職の状況> 高麗橋中央法律事務所 所長 サノヤスホールディングス株式会社 社外取締役	8,900株
<p>[社外取締役候補者とした理由等] 森薫生氏は、会社の業務執行に直接関わった経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と実績を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。同氏が選任された場合、当社の法的リスクに対する提言等を期待しております。また、同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって社外監査役8年、監査等委員である社外取締役6年4か月であります。</p>			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">独立</div> にし ぐち よし ひろ 西 □ 美 廣 (1953年11月4日生)	1976年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入社 2003年4月 三洋電機株式会社 入社 2004年4月 同社 常務執行役員 2009年6月 ダイビル株式会社 執行役員 2010年6月 同社 常務執行役員 2014年6月 同社 常勤監査役 2021年6月 株式会社神戸国際会館 監査役(現任) 2021年8月 伸和エンジニアリング株式会社 監査役(現任) <重要な兼職の状況> 株式会社神戸国際会館 監査役 伸和エンジニアリング株式会社 監査役	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由等] 西口美廣氏は、長年にわたって財務・経理業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏の社外でのこれまでの豊富な経験と実績、見識から、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合、これまでの豊富な実務経験に基づく提言等を期待しております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> さわちえ 澤千恵 (1967年1月25日生)	1989年4月 住友商事株式会社 入社 2003年10月 藤原労務経営研究所 入所 2007年12月 社会保険労務士登録(現在に至る) 2010年2月 社労士オフィス ジェイアシスト 代表(現任) 2017年4月 特定社会保険労務士 付記(現在に至る) 2019年3月 株式会社スカイコンサルティング代表取締役(現任) 2020年12月 キャリアコンサルタント登録(現在に至る) <重要な兼職の状況> 社労士オフィス ジェイアシスト 代表 株式会社スカイコンサルティング 代表取締役	0株
	[社外取締役候補者とした理由等] 澤千恵氏は、社会保険や労務に関する高い知見を有し、また、会社経営者としての経験を有していることから監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合、従業員の福祉の向上に関する提言等を期待しております。		

- (注) 1.小西敏允氏は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の取締役常勤監査等委員であります。当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で資本業務提携契約を締結しており、同社の子会社から商品の仕入れを行っております。また、当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で本経営統合契約を締結しております。そのほか、各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.森薫生氏、西口美廣氏及び澤千恵氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、3名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社は、すべての独立役員と代表取締役社長を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。
- 3.当社は、森薫生氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。森薫生氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、当社は、小西敏允氏、西口美廣氏及び澤千恵氏が監査等委員である取締役に選任され就任したときは、各氏と当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約の賠償責任の限度額は法令で定める額であります。
- 4.当社は、森薫生氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、当社が保険契約者として費用負担しておりますが、株主代表訴訟に敗訴した場合の損害賠償金及び争訟費用を担保する部分に相当する保険料は、被保険者個人が負担することとしております。なお、各候補者が選任され、監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、各候補者の任期中に当該保険契約を保険会社と改めて締結する予定であります。
- 5.株式会社阪急百貨店は、2007年10月1日付で会社分割により新たに設立した株式会社阪急百貨店に百貨店事業を承継するとともに、商号をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社へと変更しております。また、新たに設立した株式会社阪急百貨店は、2008年10月1日に株式会社阪神百貨店と合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しております。

以上

【ご参考】本経営統合に関するFAQ

以下、エイチ・ツー・オー株式会社を「H2Oリテイリング」、イズミヤ株式会社を「イズミヤ」、株式会社阪急オアシスを「阪急オアシス」といいます。また、オーケー株式会社を「オーケー」といいます。

Q1 第三者取引の提案もあったなかで、本経営統合の方が第三者取引よりも望ましいと判断した理由を教えてください。

当社の特別委員会及び取締役会において、公正な手続のもとで、真摯に検討を尽くし、H2Oリテイリング及びオーケーの提案を比較検討した結果、当社は、大要以下の理由から、当社の企業価値・株主の皆様との利益という観点に照らし、第三者取引よりも本経営統合の方が望ましいと考えており、本経営統合こそが当社及び当社の株主の皆様にとって最善の選択であると確信しております。

	本 経 営 統 合	第 三 者 取 引
基本的な企業理念・経営方針等の相違	企業理念やビジョン、とりわけESGの「S」（従業員・地域社会等）の重視など、共通する部分が多く、親和性が高いため、シナジー実現のための施策の導入・実施も容易である	企業理念や業態そのものに大きな相違があり、企業文化等において相容れない部分が多く、シナジー実現のための施策の導入・実施が困難である
これまでの提携実績の有無	2016年以降、提携関係にあり、商品の共同仕入れや共同開発、ポイントの共通化等の各種提携の実績がある	H2Oリテイリングとの提携関係の解消を余儀なくされ、オーケーとの間で改めて一から提携関係を構築する必要がある
中長期におけるシナジーの拡がりの可能性	H2Oリテイリンググループは、スーパーマーケット以外にも幅広く小売業を展開しており、店舗とデジタルを融合した顧客拡大政策を推進するなど、将来的なシナジーの拡がりの可能性がある	ディスカウントストア業態のオーケーでは、H2Oリテイリンググループとの提携のような様々な小売業態におけるシナジーの拡がりは期待できない
株式の継続保有によるシナジー効果の享受の可否	少数株主の皆様は、当社株式を継続保有することが可能であり、今後実際に創出されるシナジー効果を享受できる	少数株主の皆様は、強制的に排除され、その意に関わらず、当社株式を継続保有することができず、（買付価格以外に）今後実際に創出されるシナジー効果を享受できない
当社株主の皆様が得ることとなる経済的価値の比較	本経営統合後の当社株式の理論価値は、独立した第三者算定機関2社の評価によれば、①2,400円～3,018円、又は、②1,787円～3,128円とされる	第三者取引における公開買付け等の価格は2,250円とされる
取引の実現可能性	既に本経営統合契約を締結済みであり、本総会で所定の議案が承認可決されれば、取引は確実に実行される	当社による本経営統合の撤回、当社の取締役会がオーケー提案に真に賛同することその他の前提条件が付されており、取引が実現する保証はない

各項目の詳細は、以下のQ2からQ12をご参照ください。

Q2 企業理念・ビジョンにはどのような相違点があるのでしょうか。

当社は、「普段の食生活をより豊かにする事により、地域のお客様から信頼を得、社会に貢献する」を企業理念とし、お客様目線の店づくり、従業員目線の職場づくり、地域社会への貢献を通じて問題解決を行う「トータルソリューション型スーパーマーケット」の実現を目指しております。そして、これを実現するための中長期的な経営戦略の3つの柱として、①健康経営、②生産性の向上、③教育を掲げております。なぜなら、当社において中長期的に上記企業理念を達成し、企業価値を向上させていくためには、当社の人的資本（従業員）が鍵となるためです。当社従業員が心身ともに健康であることを前提に、デジタル化による業務の効率化や、接客力向上等のための教育の充実を図っていくことが必須であると考えております。また、当社は、地域のお客様のためのスーパーマーケットであることが事業の継続的な発展の基盤になるとの考えの下、環境保全や社会貢献活動を通じて地域社会の利益に配慮するサステナビリティ経営にも積極的に取り組んでおります。

そして、H2Oリテイリングを最終親会社とする企業グループ（以下「H2Oリテイリンググループ」といいます。）も、「地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくってはならない存在であり続けること」を企業の基本理念とし、「地域社会への貢献」を柱に、サステナビリティ経営を推進しております。H2Oリテイリンググループは、このような基本理念のもと、イズミヤ及び阪急オアシスにおいて食品スーパーマーケットを運営しております。また、H2Oリテイリンググループは、グループ全体として、人材の活性化を図り、個人と組織のパフォーマンスを最大化すべく、人材育成への取組みを推進しております。

そのため、当社とH2Oリテイリンググループとの間では、関西圏の地域社会に根差し、地域の皆様から支持される商品・サービスを提供することを目指し、そのために人的資本（従業員）の維持・充実を図る点で、その企業理念・ビジョンを共通にしております。これが、当社が2016年10月27日にH2Oリテイリングとの間で資本業務提携契約を締結し、今日まで各種の協業を進めてきた最大の理由でもあります。

一方、オーケーは、「高品質・Everyday Low Price」を経営方針に掲げており、これに基づき、特売を廃止し、品質の高い商品を競合店の特売価格に負けない売価で毎日提供する各施策を導入しているとのことです。当社としては、オーケーの経営方針の要諦は徹底したコスト削減による低価格販売にあるものと理解しており、従業員の利益や地域社会への貢献を重視する当社の企業理念とは相違する側面があるものと考えております。

スーパーマーケットの経営統合に際しては、商品仕入れ、在庫管理、配送・物流、店舗運営、新規出店等の様々なオペレーションにおける統合を推進する必要があるところ、上記のような企業理念・ビジョンの親和性を欠く場合、各オペレーションの統合が事実上困難となります。このような経営方針・ビジョンの相違があることから、オーケーとの経営統合によるシナジーの実現は容易ではないと考えております。

Q3 基本的な業態（顧客層・商品構成や店舗運営手法）についてどのように相違し、それによって提携効果にどのような影響が及ぶのでしょうか。

当社とH2Oリテイリンググループのイズミヤ及び阪急オアシスは、いずれも食品スーパーマーケットを運営し、また、いずれも関西圏において比較的小さな商圈を前提に、毎日の食生活を豊かにする、地域に密着した品揃え型スーパーマーケットとして店舗運営を行ってまいりました。他方、オーケーは、量販型ディスカウントストアであり、首都圏の主要幹線道路（国道16号線）沿いを中心に、比較的広い商圈を前提とした店舗を展開しております。

このような業態の相違に伴い、両者は顧客層も相違しているところがあります。店舗ごとの特性もあるため一概には言えないものの、当社、イズミヤ及び阪急オアシスは、店舗から徒歩圏内の近隣住民であるお客様が多く、その結果、顧客に占める地域の高齢者の割合も高くなっております。他方、オーケーは、徒歩圏外から自動車等で来店する顧客が多く、当社、イズミヤ及び阪急オアシスと比較して、相対的に顧客の年齢層も低いものと当社は考えております。

そして、業態や顧客層の相違は、商品構成の相違や顧客サービスの在り方の相違につながります。当社、イズミヤ及び阪急オアシスにおいては、地域密着型の店舗運営を行い、顧客のニーズに柔軟に対応し、生鮮食品やインスタ商品の充実など、きめの細かいサービスを通じた顧客価値の提供を行っております。他方、オーケーにおいては、商品管理上の効率性を重視する業態をとる結果、当社、イズミヤ及び阪急オアシスと比較して、生鮮食品やインスタ商品を含めた商品構成には大きな違いがあるものと当社は考えております。オーケーによれば、オーケーとしても、第三者取引が実行された場合には、「商品の品質を吟味し、取り扱い商品を絞りこむことで、お客様にとって買い物がしやすい売場作り、単品量販、店舗作業の効率化」を行う手法を当社にも導入し、当社商品の見直しを行う予定であるとのことでした。

スーパーマーケット事業の経営統合において、商品の統一や共同仕入れは最大のシナジー項目の一つではありますが、業態が同一（スーパーマーケット）であって顧客層や商品構成が共通又は類似するイズミヤ及び阪急オアシスとの間ではこれらが比較的容易に達成可能であると見込まれます。他方で、量販型ディスカウントストアであるオーケーとの間ではそもそも商品構成の相違が大きく、統一に要するコストが膨らむことが予想されることに加え、仮にこれを急激に進める場合には、当社の現在の商品構成を支持いただいている既存顧客の離反を招く可能性は否定できないものと考えております。また、顧客層や商品構成の違いによって、販促活動における連携、具体的にはチラシその他の販促ツールの共通化等による提携効果の発揮の可否も変わるところ、顧客層や商品構成が共通又は類似するイズミヤ及び阪急オアシスとの提携においてはこれも容易であります。

さらに、上記のように顧客層や商品構成が異なると、店舗の内装や配置（インスタ商品の調理場の設置を含みます。）なども大きく異なり、店舗開発や店舗運営の手法も全く異なるものとなります。

スーパーマーケット事業の経営統合においては、店舗開発や店舗運営におけるノウハウの共

有、オペレーションシステムの共通化も一つの重要なシナジー項目ではありますが、上記のとおり本経営統合においてはこの点でも高いシナジー効果が期待されます。他方で、第三者取引においては、オーケーの店舗に近づける形で当社店舗を改装するなどした場合、店舗運営のオペレーションが異なることから改装等に多大なコストを要すると見込まれることに加え、店舗のコンセプトが大きく異なるものとなる結果、上述の当社商品の見直しも相まって、既存顧客の離反を招く可能性があると考えっております。

Q4 出店地域はどのように相違し、それによって提携効果にどのような影響が及ぶのでしょうか。

当社、イズミヤ及び阪急オアシスは、いずれも関西圏において比較的小さな商圈を前提に地域密着型の事業運営を行い、他方、オーケーは、首都圏の主要幹線道路沿いに、比較的広い商圈を想定した店舗を展開しております。

この点、スーパーマーケット事業の経営統合においては、商品配送その他の物流における効率化も重要なシナジー項目の一つであります。当社、イズミヤ及び阪急オアシスはいずれも関西圏を事業基盤とし、互いの店舗も近接したエリアに存在することから、在庫を保管する倉庫や配送センターの効率化に加え、共同配送によるコスト効率向上など、物流面のシナジーの可能性は極めて大きいものといえます。他方で、当社と首都圏を中心に事業展開するオーケーとでは出店地域が全く異なることから、第三者取引では、このような共同配送等を通じた効率化を見込むことはできないと考えております。オーケーによれば、当社にて検討中の新物流センターにおいて、オーケーグループのノウハウも活用し、当社に導入予定のEveryday Low Price施策をコスト面で支える物流基盤となるよう協力をいただけるとのことですが、第三者取引においては、少なくとも本経営統合における関西圏での物理的に近接した店舗・施設を前提としたシナジー効果は発揮できないものと考えております。

また、出店地域の差異は、物流効率化に加え、商品の共同仕入れの可否にも影響します。特に、生鮮商品は、その性質上、鮮度が重要であることから、関東と関西では仕入先も大きく異なります。ともに関西圏に出店する当社、イズミヤ及び阪急オアシスにおいては生鮮商品の仕入先の共通化も可能となりますが、当社とオーケーでは事実上困難と考えております。

Q5 従業員利益への考え方・配慮はどのように相違し、それによって提携効果にどのような影響が及ぶのでしょうか。

中長期的な企業価値向上のために従業員を含む人的資本の維持・管理にどのように取り組むかについて、当社とH2Oリテイリンググループは基本的な方針を共通にする一方で、当社とオーケーとの間には根本的な相違があります。

当社は、健康への配慮、デジタル化等による業務効率化、教育の充実により、「従業員目線

の職場づくり」を行い、従業員の定着率をあげるとともに、従業員の接客力を含む能力を向上させていくことを基本方針としております。H2Oリテイリンググループにおいても、グループ全体として、人材の活性化を図り、個人と組織のパフォーマンスを最大化すべく、人材育成への取組みを推進しております。

他方、オーケーの正社員の平均勤続年数が当社の正社員の平均勤続年数を大きく下回っていること（当社は18.7年、オーケーは7.2年）等にも鑑みれば、当社と比較して、従業員間の競争による生産性の向上を重視する結果、従業員の定着率の向上等の優先度が落ちる可能性もあると当社は考えております。

当社としては、本経営統合を実施する場合、当社とH2Oリテイリンググループは従業員利益に関する基本的な考え方を共通にしていることから、引き続き当社の従業員の定着率と能力の向上を図るとともに、H2Oリテイリンググループとの間で従業員の教育・研修や福利厚生等の施策における連携を推進することも可能であると考えております。他方、この点の考え方に大きな相違のあるオーケーとの間で第三者取引を実施する場合、仮に将来的にオーケーの人事施策と合わせる形で当社の従業員の職務環境が変更されることがあればその定着率及び能力の低下等の悪影響が生じることが懸念されるとともに、従業員の教育・研修や福利厚生等の施策における連携も容易ではないと考えております。

この点、当社は、2021年9月14日の労使協議会において、労働組合から、H2Oリテイリンググループとの本経営統合に関し、「今回の会社発表について、この間の労働者（従業員）へ向き合う姿勢及び対応、これまで培ってきた健全な労使関係及び労組相互の信頼関係を踏まえて、今後の雇用や労働条件に対する考えが一致するものと判断し、支持する」との意見表明を受けております。

Q6 ブランドの取扱い方針はどのように相違し、それによってどのような影響があるのでしょうか。

当社は、これまで、関西地域に根ざした地域密着型のスーパーマーケットとして、サステナビリティ経営を進め、地域貢献等も積極的に行うことにより、商号及び屋号である「関西スーパー」のブランド価値を高めてまいりました。

本経営統合においては、H2Oリテイリングからも「関西スーパー」のブランド価値を評価いただき、持株会社体制への移行後も、当社事業を承継する新会社は、引き続き「関西スーパーマーケット」の商号及び「関西スーパー」の屋号の下に営業を継続することとされております。これに加え、H2Oリテイリンググループは、関西圏においては小売業界全般に強い信用力・訴求力を有する有数のブランドを抱える上場会社グループであり、本経営統合は、関西地域における「関西スーパー」のブランド価値を更に高めるものであると確信しております。

他方、第三者取引に関しては、オーケーと当社では業態が異なるところ、オーケーは、当社の取締役会及び特別委員会に対し、ディスカウントストアを前提とするオーケーの店舗運営方

針に従い、商品の見直しや店舗の改装、また当社の屋号へのオーケーの屋号や「高品質・Everyday Low Price」の追加等を行う旨の意向を示しております。このような施策が実行された場合には、当社がこれまで目指してきた、お客様目線の売場づくり、従業員目線の職場づくり、及び地域社会への貢献を通じて問題解決を行う「トータルソリューション型スーパーマーケット」の実現が困難となるとともに、その実現を目指して取り組む中で育ててきた「関西スーパー」のブランド価値が毀損する可能性があるかと当社は考えております。

Q7 コーポレートガバナンスの在り方（透明性・合理性）はどのように相違し、それによってどのような影響があるのでしょうか。

当社はこれまで、上場会社として、コーポレートガバナンスを強化し、効率的で健全な企業経営を行うため、意思決定プロセスの向上、情報開示及び説明責任の強化、並びに法令遵守を始めとする危機管理の徹底を図り、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など様々な利害関係者を意識した透明性の高い経営システムの構築を図るよう努力してまいりました。その中で、2015年には、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行し、内部統制システムの見直しを行い、その実効性の向上を図ってまいりました。

本経営統合に関しては、その実行後も当社は上場を維持するとともに、H2Oリテイリングという上場会社の企業グループの一員として透明性・合理性の高いガバナンス体制の維持に努めてまいり所存です。また、本経営統合後の当社のガバナンス体制については、本経営統合契約においても、現行の監査等委員会設置会社の体制を維持することが定められ、取締役総数の3分の1を独立社外取締役とすることも定められております。

これに対し、オーケーは、当社を第三者取引により完全子会社化することを想定していません。また、オーケーは、その資本構成上も創業家又はその資産管理会社が強い影響力を有する非上場企業であると当社は認識しており、金融商品取引所規則による開示その他の規律が働く上場会社に比べると、コーポレートガバナンスに関して適用される制度やルールも異なり、ガバナンスの透明性・合理性に係る制度的担保が乏しいと当社は考えております。

当社におきましては、ガバナンスの透明性・合理性の有無は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など様々な利害関係者からの信頼に直結し、当社の中長期的な企業価値に対し、シナジー効果を上回る悪影響を生じかねない問題であると考えております。

Q8 H2Oリテイリングとの間では2016年から提携関係にあると理解していますが、その点は影響しないのでしょうか。

当社とH2Oリテイリングは、2016年10月27日に資本業務提携契約を締結して以降、様々な形で協業（業務提携）を進めてきました。かかる協業は、①当社の店舗におけるH2Oリテ

イリンググループの商品の取扱い、②商品の共同仕入れや共同開発、③ポイントの共通化など、多岐にわたっております。

このように、当社とH2Oリテイリングの間では、2016年10月以降積み上げてきた提携の実績があり、生鮮商品の共同仕入れや商品の共同開発なども進めた結果、容易に解消困難な関係が構築されております。

本経営統合は、かかる提携の実績を前提に、これをさらに進化・発展させるものであります。当社が持株会社体制に移行し、当社事業を承継する新会社（新関西スーパーマーケット）、イズミヤ及び阪急オアシスの3社を完全子会社とすることで、3社における経営資源の最適化、意思決定の迅速化、人材交流の強化等が促進され、もって3社の協業によるシナジー効果の最大化が期待されます。また、当社としては、本経営統合により当社がH2Oリテイリングの子会社となる結果、当社は、H2Oリテイリンググループの一員として、百貨店をはじめとする食品スーパーマーケット以外の小売分野との提携も更に促進されるものと考えております。

これに対し、第三者取引では、オーケーと一から提携関係を構築する必要があるとともに、H2Oリテイリングとの間の提携の解消を余儀なくされ、それに伴い上記のH2Oリテイリングとの間で行われている協業の施策の中止が必要となるなど、様々な事業上の悪影響や損失等が生じることが想定されます。

Q9 H2Oリテイリンググループとの本経営統合では中長期におけるシナジーの拡大の余地が大きいのはなぜでしょうか。

H2Oリテイリンググループは、関西エリアを中心に、百貨店、食品スーパー、ショッピングセンター、専門店やコンビニエンスストアなど多角的に小売業を展開しております。また、H2Oリテイリンググループにおいては、食品事業を百貨店事業に次ぐ第2の柱として、グループ全体での関西ドミナント化戦略を推進しているところ、本経営統合により、当社も関西ドミナント化戦略の一翼を担うこととなり、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市といった関西の主要都市での店舗数でトップクラスのグループを形成することになります。

本経営統合においては、現状、H2Oリテイリンググループの百貨店商材の導入や各種オリジナル商品の製造ノウハウの共有といった施策も想定されているところ、これらは関西圏において阪急百貨店、阪神百貨店を中心に、ショッピングセンターの運営やコンビニエンスストア、食品専門店、食品宅配事業などの百貨店を含む小売業を多角的に展開するH2Oリテイリンググループとの提携であるからこそ実現できるものです。

H2Oリテイリンググループは、関西ドミナント化戦略において、店舗とオンラインサービスを融合した顧客拡大政策を計画しているところ、当社がH2Oリテイリンググループの一員となることで、数百万人の顧客基盤を有するH2Oリテイリンググループの顧客とオンライン

サービスを介して繋がることができ、中長期的にはこれらの施策によるシナジーの拡大も見込んでおります。

また、H2Oリテイリンググループは、阪急阪神ホールディングス株式会社及び東宝株式会社とともに、関西圏を中心に都市交通、不動産、商業施設、ホテル、エンタテインメント事業等、幅広く地域に根ざした事業を展開する企業グループである阪急阪神東宝グループの中核を担っています。当社とH2Oリテイリングとの資本業務提携以来導入されている「Sポイント」は、H2Oリテイリンググループだけでなく、阪急阪神ホールディングスグループの各事業とも共通化されたポイント制度であり、関西圏におけるお客様の生活を広範囲にカバーするものです。そして、本経営統合により、当社は、百貨店を含む小売業を多角的に展開するH2Oリテイリンググループの一員となるのみならず、それを通じて、関西圏における強いブランド力、多彩な顧客接点と顧客基盤を有する阪急阪神東宝グループの一員にもなります。その結果、本経営統合においては、食品スーパーマーケットという事業の枠組みを超えた取組みによる顧客共通化を実現することも可能であり、今後の本経営統合の推進にあたっては、中長期的に更なるシナジーを実現できる可能性があると考えております。

他方、第三者取引に関しては、有価証券報告書その他の公表情報からもオーケーはH2Oリテイリンググループのように多角的な小売業を営むものではないと理解しており、オーケーとの提携では、スーパーマーケット事業の枠組みを超えたシナジーを実現することは難しいものと評価しております。

なお、当社とH2Oリテイリングは、本経営統合が実現した暁には、当社の株主の皆様に対し、H2Oリテイリンググループとの提携のメリットを享受して頂くべく、グループで利用可能な株主優待制度を実施させていただく方針を有しており、現在、その詳細について協議を行っております。

Q10 本経営統合では、当社株式の継続保有によってシナジーを享受することができるというのはどういうことですか。

本経営統合は、第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」に記載のとおり、基本的に本株式交換及び本吸収分割により実施されます。

本株式交換及び本吸収分割の実施後も、当社の少数株主の皆様は引き続き当社株式を保有いただくことができます。当社の少数株主の皆様は、本吸収分割の効力発生日後は、当社事業を承継した会社（新関西スーパーマーケット）、イズミヤ及び阪急オアシスの3社を傘下に収める持株会社となる当社の株主となります。その結果、当社の株主の皆様は、売上高4,000億円規模の食品スーパーグループの株主となるとともに、今後創出されるシナジーや当社の株価の上昇益を享受することができます。

これに対し、第三者取引は、当社の非公開化（オーケーによる完全子会社化）を前提としており、その場合、オーケー以外の当社株主の皆様は、金銭対価の支払いと引換えに排除される

こととなります。このように、第三者取引では、本公開買付けが成立した場合には、当社の少数株主の皆様は、そのご意向にかかわらず（本公開買付けに反対し、これに応募しなかった場合も）、当社株式を継続的に保有いただくことが不可能になります。そのため、第三者取引が実施されたとしても、当社の少数株主の皆様は、（本公開買付けの公開買付価格を受領する以外には、）将来的に実際に創出されるシナジーを享受することができず、また、当社の株価の上昇益を享受することができません。

Q11 当社株主の皆様が得る経済的価値をみたときも、本経営統合は第三者取引よりも望ましいといえるのでしょうか。

当社の特別委員会は、当社の株主の皆様の利益の最大化という観点から、独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを独自に選定し、当社の独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンとプルータス・コンサルティングの助言を得ながら、H2Oリテイリングとの間で、本株式交換の条件について繰り返し真摯な交渉を行い、その結果、本株式交換比率は妥当であると判断するに至りました。その過程において、本株式交換比率自体を当社の少数株主の皆様にも有利に変更するよう交渉がなされたほか、本効力発生日に先立ちH2Oリテイリングがイズミヤ及び阪急オアシスに対して合計約164億円の増資を行うといった条件を引き出ししており、かかる交渉は、独立当事者間の取引条件と同視できる公正なものと考えております。当社といたしましては、このような交渉を経て合意された本株式交換比率は、当社の少数株主の皆様にとって公正な条件であると評価しております。

また、当社は、2021年8月30日、アイ・アール ジャパンから、本算定書（アイ・アール ジャパン）を取得するとともに、当社の特別委員会は、プルータス・コンサルティングから、本算定書（プルータス）及び本株式交換比率は少数株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しております。当社及び当社の特別委員会は、本株式交換の交換比率等の本経営統合の経済条件の妥当性及び公正性を判断するに際しては、これらの第三者算定機関2社による算定及び分析の結果等を踏まえ、第三者取引の経済条件との比較検討も行いました。

この点、本経営統合においては、本株式交換によって当社がイズミヤ及び阪急オアシスを取得し、H2Oリテイリングに対して株式が発行されるにとどまり、当社の少数株主の皆様に対して直接対価が交付されることはありません。他方で、第三者取引においては、現金を対価とする本公開買付け等が行われ、当社の少数株主の皆様に対して直接対価が交付されることとなります。このように、両取引は構造的に異なるため、その経済条件を単純に比較することはできません。

そこで、当社の特別委員会は、本株式交換の実施後の当社の株式価値がどのように理論的に評価されるかを検討し、これを、オーケーが提案する本公開買付けの公開買付価格（当社1株

当たり2,250円。以下「本公開買付価格」といいます。)と比較することが重要であると判断しました。

本株式交換の実施後の当社の理論的な株式価値（1株当たりの価値）は、大要以下の方法で算出することができます。

- ① 当社、イズミヤ及び阪急オアシスの3社の事業計画を合算した統合事業計画を前提に、DCF法により、本株式交換の実施後の当社の株式価値総額を計算する。
- ② ①の株式価値総額を、本株式交換後の株式数で除する。

そして、上記手順に基づき算出された本株式交換の実施後の当社株式1株当たりの理論価値は、以下のとおりです。

参照する算定書	1株当たりの価値
本算定書（アイ・アール ジャパン）	2,400円～3,018円
本算定書（プルータス）	1,787円～3,128円

本公開買付価格である2,250円は、本算定書（アイ・アール ジャパン）に依拠する場合においては評価レンジの下限に満たず、また、本算定書（プルータス）に依拠する場合においても、評価レンジ内ではあるものの、下限に近い水準にあります。

このように、本経営統合により当社の株主の皆様が享受しうる利益（本経営統合後の当社の株式価値）は、第三者取引により株主の皆様が享受しうる利益（本公開買付価格）と比較し、これを上回りうるものであると考えております。

したがって、両取引の経済条件の対比からも、当社は、本経営統合こそが、当社の株主の皆様様の共同の利益の最大化に資すると考えております。

Q12 本経営統合と第三者取引では取引の実現可能性が異なるというのはどういうことでしょうか。

オーケーにおいては、当社によるH2Oリテイリンググループとの取引の撤回、当社の取締役会が第三者提案に真に賛同すること、当社の企業価値が大きく毀損していないことといった前提条件を付した上で、本公開買付けを行う意向を示しております。しかし、当社取締役会は、特別委員会の指示を受けつつ、熟慮を重ねた上でH2Oリテイリンググループとの本経営統合を決定したものであり、これを撤回する意向はなく、また、現時点で第三者提案に賛同する予定もございません。したがって、そもそも上記の前提条件が満たされ、本公開買付けが実施される可能性は低いものと当社は考えております。

また、第三者取引は、当社の総議決権の3分の2に相当する株式の応募又は賛同を得て当社を非公開化することが前提となっておりますが、当社株式3,200,000株（所有割合にして

10.66%)を保有する筆頭株主であるH2Oリテイリングは、本経営統合について当社と合意に至った経緯から考えても、本公開買付けには賛同していないことが想定されます。

このように、第三者取引は、そもそも本公開買付けが実施されとは限らず、また本公開買付けが実施されたとしても、それが成立しない可能性もあるなど不確定要素が多く、必ずしも取引が実現する保証はないと当社は判断しております。

他方、本経営統合は、既に本経営統合契約を締結済みであり、あとは、本総会において所定の議案へのご賛成があれば、確実に実行されるものであります。当社といたしましては、本経営統合は当社の中長期的な企業価値向上を導くものであり、当社株主の皆様の利益にも資するものであることから、本総会において当社の株主の皆様から多数のご賛成をいただけるものと確信しております。

Q13 オーケーからの第三者取引に関する提案についてどのような手続で検討を行ったのでしょうか。

オーケーの第三者取引に関する提案については、独立した特別委員会を中心として、公平・中立な観点から慎重に検討を行っております。

特別委員会は、2021年7月3日から2021年8月30日までの間、合計13回にわたり開催され、各開催日間においても電子メール等でもやり取りや意見交換などを行うなどして、真摯かつ慎重に、協議・検討を行いました。

その過程で、特別委員会は、オーケーに対して質問事項を送付し、回答を受領した上で、検討を行いました。また、特別委員会は、オーケーに対し、特別委員会への実際の出席を求め、取引の意義・目的、取引手法・条件、想定されるシナジー、取引実行後の経営方針その他の事項について聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行いました。さらに、特別委員会は、当社の経営陣（福谷耕治代表取締役社長、中西淳常務取締役等）に対しても、第三者取引について質問事項を送付し、その回答を得て検討を行うとともに、特別委員会への実際の出席を求め、第三者取引の意義に加え、想定されるシナジー・ディスシナジーやH2Oリテイリングとの比較についても質疑応答等を行っております。

さらに、特別委員会は、第三者取引に関しては、特別委員会の委員長を含めた複数名の委員において神奈川県にあるオーケーの店舗を実際に訪問することとし、オーケーの社長その他の経営陣から店舗の案内を受け、その内容について特別委員会で共有し、審議・検討の材料といたしました。

その後も、特別委員会は、オーケーに対して再度質問事項を送付し、回答を受領した上で検討を進め、第三者取引について、公正かつ中立な手続のもと慎重に審議・検討を行っております。

Q14 オーケーは当社経営陣との実質的な協議の場が設けられておらず、H2Oリテイリングからの提案と公正に比較されていないと主張しておりますが、当社の経営陣は、オーケーとはどのような協議をしたのでしょうか。

オーケーから2021年6月に提案を受けた後、特別委員会とは別に、当社経営陣としても、オーケーの提案について理解し、これを評価するために必要な情報収集及び協議を行っております。

まず、当社経営陣は、従前も株主であるオーケーとの間で定期的に意見交換を行ってまいりましたが、今般の提案に関しては、何の予告も事前協議もなく、2021年6月8日付で提案書が届いたため、当社取締役会長は、同月11日にオーケーに架電の上、同月17日にはオーケーを訪問し、真摯に協議を行いました。かかる協議の場において、当社取締役会長は、公開買付け後当面の間、当社株式の上場を維持し、将来的に当社の非公開化を行う段階で、透明性のあるガバナンスを確保するため、共同持株会社を設置し、当該共同持株会社を上場させる選択肢などの検討を依頼いたしました。しかし、オーケーからは、同月18日、電話にてかかるストラクチャーの変更について応諾できない旨の連絡がありました。

その後、当社取締役会は、オーケーからの2021年6月8日付提案書に当社による特別委員会の設置を示唆する記述があったこともあり、第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」に記載いたしました経緯で、2021年7月3日、特別委員会を設置いたしました。

当社経営陣は、特別委員会の設置後は、特別委員会の独立性の観点から、オーケーとの間の協議・交渉は極力特別委員会に委ねておりました。しかし、当社経営陣は、オーケーと特別委員会との間の質疑応答を経て、事業上重要な点で、オーケーの想定する経営方針と、当社が目指す経営方針との間に相違がありうることを理解しました。そのため、当社経営陣は、特別委員会の検討中であつたため「非公式」としつつも、特別委員会の了承を得て、2021年8月23日、当社の取締役会長を含む取締役2名がオーケーを訪問し、実質的な協議の機会を持ちました。その際、当社取締役は、オーケーに対し、当社と協議することなく一方的に行つた提案のストラクチャーや内容に固執するのではなく、一旦これを撤回し、どのような資本業務提携のあり方がよいか、一から真摯に協議を行うことなどを打診いたしました。もっとも、オーケーにおかれては、この提案についても応諾頂けませんでした。

さらに、2021年8月26日には、当社の代表取締役社長及び取締役会長を含む取締役5名及びオーケーの代表取締役社長を含む取締役3名が参加する形でウェブ会議を行い、オーケーとの間で、基本的な経営方針を含む第三者取引後の当社の事業運営（業態、物流センターの運営、従業員採用、新しい業務運営の方法などを含みます。）等についても改めて協議を行いました。

以上のとおり、当社としては、特別委員会のみならず、当社経営陣としても、オーケーの提案を真摯に検討するとともに、オーケーとの間で、十分かつ実質的な協議を行つてまいりました。

Q15 本経営統合による少数株主への親子上場による潜在的な利益相反などについて、どのように検討したのでしょうか。

親子上場で問題視されているガバナンスに関しては、当社を持株会社とし、持株会社のガバナンス体制を上場子会社として適切な体制とすることで、親子上場におけるガバナンス上の問題に適切に対応し、少数株主の利益を担保してまいります。具体的には、持株会社では独立した社外取締役の数を3分の1以上として、少数株主の皆様の利益を害さないよう監視体制を整備していきます。

Q16 本株式交換に伴い大規模な株式の希釈化が生じるため、少数株主にとって不利益となるとの指摘がありますが、この点についてどのように検討したのでしょうか。

本株式交換においては、H2Oリテイリングに多数の当社株式が割り当てられる結果、当社の少数株主の皆様は当社株式に係る議決権比率の低下という意味での株式の希釈化は生じません。しかしながら、本経営統合後の当社株式1株当たりの理論価値は本経営統合前よりも上昇することが見込まれております。また、本株式交換の交換比率は、当社の少数株主の皆様にとって有利な公正な条件であると評価できます。したがって、本経営統合は、当社の少数株主の皆様に対し、経済的な意味での株式の希釈化（不利益）を生じさせるものではなく、むしろ経済的には大きな利益をもたらすものと評価できると考えております。

× 毛

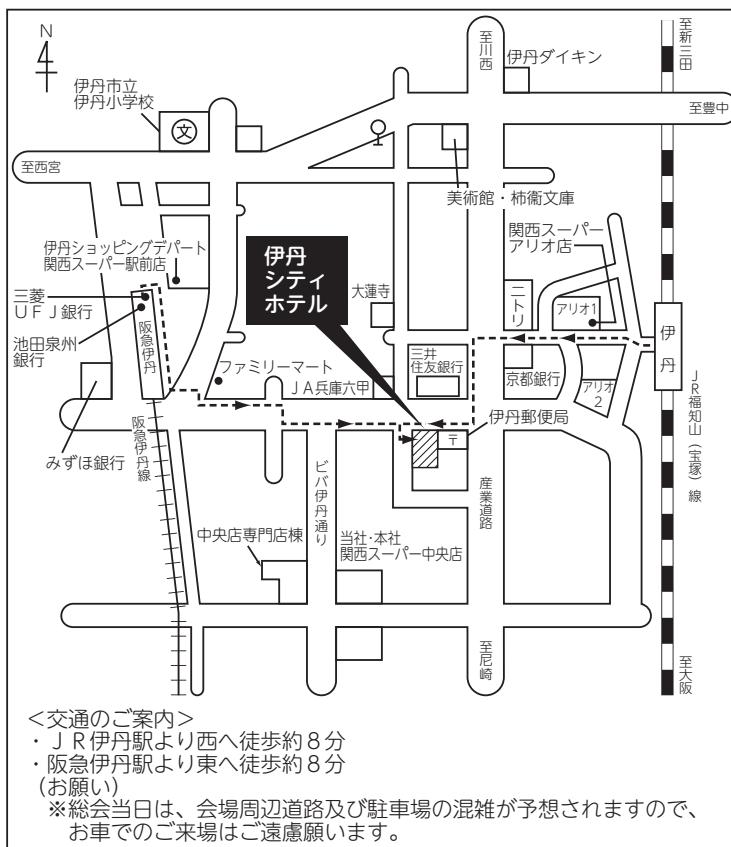
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

× 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

臨時株主総会会場ご案内略図

伊丹シティホテル 3階光琳の間
兵庫県伊丹市中央6丁目2番33号
TEL：072-777-1111（ホテル代表番号）



新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、臨時株主総会にご出席される株主様は、臨時株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

ご来場株主様への「お土産」等は中止させていただきます。
なにとぞご理解賜りますようお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。